

◆火葬施設使用料

区 分	単 位	市 内 居 住 者	市 外 居 住 者
ア 12歳以上の遺体	1 体	6, 0 0 0円	6 0, 0 0 0円
イ 12歳未満の遺体		3, 0 0 0円	3 0, 0 0 0円
ウ 死産児		1, 5 0 0円	1 5, 0 0 0円
エ その他(人体の一部)	1 柩	1, 5 0 0円	1 5, 0 0 0円

備考 市内居住者に係る使用料は、ア及びイにあっては死亡者の死亡時の住所が、ウにあっては分娩時の父又は母の住所が、エにあっては使用者の住所が本市の区域内にある場合に適用し、市外居住者に係る使用料は、その他の場合に適用します。

◆葬儀式場使用料

(1) 式場

区 分	市 内 居 住 者	市 外 居 住 者
1室1日 につき	7 5, 0 0 0円	1 5 0, 0 0 0円
50人席用	3 7, 0 0 0円	7 5, 0 0 0円

備考 1 午後4時から翌日の午後3時までをもって1日とします。
2 市内居住者に係る使用料は、死亡者の死亡時の住所が本市の区域内にある場合に適用し、市外居住者に係る使用料は、その他の場合に適用します。

(2) 霊安室

区 分	市 内 居 住 者	市 外 居 住 者
1体24時間につき	5, 0 0 0円	1 0, 0 0 0円

備考 市内居住者に係る使用料は、死亡者の死亡時の住所が本市の区域内にある場合に適用し、市外居住者に係る使用料は、その他の場合に適用します。

◆霊きゅう自動車使用料

区 分		10キロメートルまで	10キロメートルを超える 場合1キロメートルまでごとに
		1台につき	市内居住者 4, 6 0 0円
	市外居住者	1 5, 0 0 0円	2 7 0円

備考 市内居住者に係る使用料は、死亡者の死亡時の住所が本市の区域内にある場合に適用し、市外居住者に係る使用料は、その他の場合に適用します。

◆葬儀用祭壇使用料

区分	祭 壇		棺 掛	鯨 幕	焼香具	使用期間
居 市 住 者 内	5段	1 2, 9 0 0円	1 3 0円	1 3 0円	1 3 0円	3日
	3段	8, 1 0 0円				
居 市 住 者 外	5段	4 1, 6 0 0円	2 7 0円	2 7 0円	2 7 0円	2日
	3段	3 6, 8 0 0円				

備考 1 市内居住者に係る使用料は、死亡者の死亡時の住所が本市の区域内にある場合に適用し、市外居住者に係る使用料は、その他の場合に適用します。
2 使用期間を超えて使用する場合は、当該使用期間を超える1日につき、この表に掲げる使用料の額に100分の20を乗じて得た額(10円未満切捨て)を加算します。使用期間中に葬儀用祭壇の位置を変更する場合も、同様とします。